

## 一日農業バイトアプリ daywork をご利用のみなさまへ 下記を厳守してください

- 一日農業バイトアプリ「daywork」(デイワーク) の利用は、内容を理解し、農家個人の責任において利用することが原則です。
- 一日農業バイトアプリ「daywork」(デイワーク) アプリ利用料は、令和8年度は無料です。

### ●法的厳守事項

#### 【労災保険の加入】

アプリの利用には労災保険への加入をお願いいたします。

#### 【勤務時間】

勤務時間を明示し、予定を超えて作業を行う場合は、求人者(農家)と求職者(作業員)の両者が合意のもと行ってください。

#### 【休憩時間】

「労働基準法第34条」に沿って、休憩時間を設定してください。

①労働時間が6時間以下の場合……………0分以上

②労働時間が6時間を超え8時間以下の場合…45分以上

③労働時間が8時間を超える場合……………60分以上

※短時間の休息は労働時間に含まれ、給与が発生いたしません。

#### 【賃金】

長野県の最低賃金以上で募集をしてください。

時間額1,061円(令和7年10月1日から適用 ※最新の情報をご確認ください)

#### 【源泉税額】

日雇賃金の適用の確認(丙欄適用)

一の給与等の支払者から継続して2カ月を超えて給与等が支払われた場合、その2カ月を超えた部分の期間につき支払われるものは、日雇賃金に含まれません。

### \*\*\* トラブルを防ぐために\*\*\*

#### 【求人者モラル】

・求人者からの一方的なキャンセルはトラブルにつながるので注意してください。

#### 【求人者と求職者との関係】

・「パワハラ」となるような、求人者の仕事の指示の出し方、言葉遣いに注意してください。

#### 【賃金トラブル】

・事前に求職者と同意確認をしてください。特に交通費等の手当ては確認が必要です。

## 雇用労働力を安定的に確保するために

### 1. 労災保険への加入について(労災保険法第3条)

#### (1) 季節的労働者の雇用と労働保険への加入

個人経営(法人を除く)であっても農業は、常時5名以上(年間を通じて5名以上)の労働者を使用する場合、強制適用事業となる。(整備等に関する政令第17条)

		労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金
個人事業主		特別加入	加入不可	国保	国民年金
職員	5人以上	強制加入	強制加入	任意加入	任意加入
	5人未満	任意加入	任意加入	任意加入	任意加入
農業組合法人					
代表理事確定給与		特別加入	加入不可	強制加入	強制加入
代表理事従事分量		特別加入	加入不可	国保	国民年金
組合員確定給与		強制加入	強制加入	強制加入	強制加入
組合員従事分量		特別加入	加入不可	国保	国民年金
従業員		強制加入	強制加入	強制加入	強制加入

任意加入または特別加入に区分される場合でも、万一の事故に備え、できるだけ加入手続きをすることが経営主の自衛手段としても望ましい。もし、加入せずに事故が起きた場合、事業主補償をしなければならない。(労働基準法第75条以下)

#### (2) 労災保険の加入と労働者災害補償保険法(労働基準法第84条)

労災保険に加入していれば、労働者災害補償保険法が適用され、事業主補償の責を免れる。

### 2. 男女間の労働条件について

労働者が女性である事を理由に、賃金について男性と差をつけてはならない。ただし、仕事の能力や仕事内容が異なっていれば、その個人間で給料が異なっても差し支えない。

### 3. 安全に配慮した労働環境づくり(労働安全衛生法59条)

季節的労働者を雇うとき、次のような作業上の注意点を教えなければならない。

- ① 作業により生じる恐れのある病気とその予防方法
- ② 作業中に怪我をしないための注意事項
- ③ 作業具の整理整頓
- ④ 事故が起きた場合の応急措置に関すること

なお、休業4日以上が発生した場合、最寄りの労働基準監督署長に「労働者死傷病報告」を提出しなければならない。(労働安全衛生規則 97 条)

#### 4. 労働時間について(労働基準法32・34・35・41条)

農業で働く労働者には、法律上の労働時間の制限が設けられていないが、できるだけ次の点に留意することが重要となる。

- ①1日に労働時間は、8時間までとする。(労働基準法 32 条)
- ②1日に6時間を越えて働かせる場合、45 分以上の休憩を、8時間を越えて働かせる場合、1時間以上の休憩を与える。(労働基準法 34 条)
- ③1週間に1日は、休日設ける。(労働基準法第 35 条)

※労働基準法第41条により、農業は労働時間、休日、休憩等に関する規程が適用除外される。

#### 5. 賃金の支払いについて(労働基準法23・24・25・26・59条)

- ①賃金は、支払日を決め全額を通貨で労働者に直接支払わなければならない。18歳に満たない季節的労働者(高校生含む)を雇う場合でも、賃金の支払いは、同じく本人へ支払わなければならない。
- ②農産物を給料の代わりにはできない。

#### 6. 女性の雇用について(労働基準法 68 条)

女性の季節的労働者が 生理のため働くことができない旨を申し出たら、その時間は働かせることができない。

#### 7. 年少者の雇用について(労働基準法 68 条)

18歳未満の年少者を雇用する場合、年齢を証明することができる戸籍証明書(もしくは、住民票記載事項の証明書)を備えておかなければならない。また、深夜(午後10時～午前5時)に働かせることは、原則として禁止であるが、農業においてはこの限りではない。